●物価高騰に対する支援制度をご活用ください●

令和 4年度 限り

農家・農業法人の皆さんへ

農業資材価格等高騰対策事業補助金

燃料価格や農業用資材等の高騰の影響を受けた農業者に対し、今後の農業生産への影響を緩和し、営農を支援します。

■対象者

以下の4つの要件すべてを満たし、今後も営農を継続する意思がある農業者

- 令和 3 年分税申告をした 50 万円以上の農業販売額がある農業者または 令和 4 年から営農を開始した認定農業者もしくは認定新規就農者
- ●町内に事業所がある農業法人または町内に在住する農家
- ●町税等の滞納がないこと
- ●国・県・他市町村等の資材等高騰対策の補助を受けていないこと



■補助金額

- 1. 令和3年分税申告の農業経費のうち、物価高騰の影響がある経費(肥料費、飼料費、農薬衛生費、諸材料費、動力光熱費)の合計を下記計算式により算出した額
- 2. 令和4年から営農を開始した方は、令和4年分税申告にて農業経費として申告する予定額のうち、物価高騰の影響がある経費(上記「1.」と同様の対象経費)の合計を下記計算式により算出した額
- 3. 上限額 20 万円 (千円未満切り捨て)

	区分	対象経費	計算式
1.	令和3年分税申告	物価高騰の影響がある経費 (肥料費、飼料費、農薬衛生費、	左記対象経費合計額 ÷1.1(消費税)×8.5%
2.	令和4年分税申告		左記対象経費合計額 ÷1.1 (消費税) ×91.5%×8.5%

■申請期限

令和5年1月31日(火)

申請書類など、詳しくは町ホームページをご覧ください。

◎問い合わせ先 商工農林課農業振興係 ☎82-3111 (内線 152) 直通 75-6207

運送事業者事業継続支援金

燃料価格高騰の影響を受けた町内運送事業者に対して、事業の継続を下支えし、経営の安定化を支援します。

■対象者

以下の要件を満たす事業者

- ●令和4年4月1日時点において、貨物自動車運送事業法第2条第1項に定義される貨物自動車運送事業を営むもの
- ●町内に事業所または住所があり、申請日において倒産若しくは廃業していないこと
- ●引き続き1年以上事業を継続する意思があること
- ●町税等に滞納がないこと

など

■支援金額

令和4年8月1日時点において北陸信越運輸局長野運輸支局に使用者として登録のある運送事業用車両の台数 に5万円を乗じて得た額(上限50万円、1事業者につき1回限り)

■申請期限

12月28日(水)

◎問い合わせ先 商工農林課商工観光係 ☎82-3111 (内線 153) 直通 75-6207